

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	食品衛生指導事業			事業コード	2246
所属コード	069400	課等名	生活衛生課	係名	食品衛生担当
課長名	佐藤 圭	担当者名	落合 康司	内線番号	691-6633
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	健やかに暮らせる健康づくりの推進	コード	1
	基本事業	生活衛生対策の推進	コード	3
予算費目名	一般会計 04 款 3 項 1 目 食品衛生指導事業（006-01）			
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	年度
根拠法令等	食品衛生法，盛岡市食品衛生法施行条例，と畜場法，盛岡市と畜場法施行条例，食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律，化製場等に関する法律，盛岡市化製場等に関する法律施行条例			

(2) 事務事業の概要

食品衛生関係施設に対する営業許可・監視指導, と畜場の設置許可・と畜検査, 食鳥処理場の設置許可・監視指導, 化製場等の設置許可・監視指導

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

市の中核市移行に伴い, 平成 20 年度に市保健所が設立され, 県から事務委譲が行われたことによる。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 22 年度に盛岡市食品衛生法施行条例を一部改正し, 新たに営業者における自主回収等の措置規定を明記の上, 営業者の自主的な衛生管理の徹底を図るものとしたほか, 県においては, 食の安全安心の確保を総合的かつ計画的に推進するため, 岩手県食の安全安心推進条例が施行された。

全国的には, 平成 21 年度に消費者保護の観点から新たに消費者庁が設置され, 相談窓口の一元化が進み, 国と地方が一体となった消費者行政が強化されたほか, 食中毒対策においては, 平成 23 年に富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受け, 生食用食肉 (牛肉) の規格基準が設定され, 翌年には同規格基準改正により生食用牛レバーの提供が禁止となった。さらに, 平成 24 年の浅漬を原因とする腸管出血性大腸菌による食中毒死亡事件の発生を受け, 浅漬の衛生規範の見直しが行われたところである。また, 近年の食中毒原因としては, ノロウイルスやカンピロバクターがその大部分を占めており, これらの食中毒予防の一層の啓発指導が求められている状況である。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が、何が対象か）

食品を提供している施設

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 食品等事業所		9,721	9,609	9,700	9,627	9,700
B 市民		298,148	298,853	298,148	299,220	298,148
C 業界団体		22	22	22	22	22

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

平成 24 年度盛岡市食品衛生監視指導計画に基づいた業務（各種監視，収去検査，岩手版 HACCP 導入促進事業，高病原性鳥インフルエンザ対策等）。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 監視件数	件	5,778	7,950	8,500	8,187	8,500
B 食品の収去検査数	件	274	201	215	188	215
C 苦情件数	件	64	54	50	64	50

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

対象の衛生管理を徹底させる。

（6）成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 監視率＝監視件数/監視目標施設数 ×100	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	%	22	94	88	96	88
B 収去検査結果不適検体数	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	件	10	6	0	14	0
C 前年度の苦情件数との比較	☐ 上げる ☒ 下げる ☐ 維持	%	128	98	78	84	0

（7）事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
----	------	----	---------	---------	---------	---------

事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	6,714	6,685	7,922	6,961
	A 小計 ①～⑤	千円	6,714	6,685	7,922	6,961
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	9,000	10,000	10,000	10,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	36,000	40,000	40,000	40,000
計	トータルコスト A+B	千円	42,714	46,685	47,922	46,961
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

整合性あり。

② 市の関与の妥当性

妥当。法定事務である。

③ 対象の妥当性

妥当。法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

影響あり。法定事務である。食品の安全性が保たれなくなることで、飲食に起因する衛生上の危害が発生する恐れがある。また、食品衛生環境が悪化することにより、市民の食の安全・安心に対する市民の不安が増大する恐れがある。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

成果の向上余地はある。県との情報共有を図りながら、より効果的に業務を実施するために必要な見直しについて検討する。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

事務の効率化に努めているが、対象となる営業施設に出向いての監視指導業務が中心であり、コストを削減する余地はない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

毎年の食品衛生監視指導計画を策定する際に、パブリックコメント等で寄せられた市民意見を取り入れながら、効果的かつ効率的な業務のあり方について検討し、必要な改善を行っていくものとする。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

当該事業の遂行においては、食品衛生監視員等が常に最新の知識を有していなければ業務に支障をきたすこととなる。職員は、計画的・効率的に研修等を受講し、資質向上に努める必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

国内では、中国産冷凍ギョウザ事件（平成 20 年）、生肉（ユッケ）の生食による死亡事件（平成 23 年）、浅漬けによる死亡事件（平成 24 年）等、社会的な反響の大きい食中毒事件が全国各地で発生しており、長期化する原子力発電所事故による食品の放射性物質汚染問題と併せて、市民の食の安全安心についての関心が高まっている。こうした多様化・高度化する市民のニーズと期待に応え、市内で流通する食品の安全を確保するためには、法令等と最新の科学的な根拠に基づく監視指導等を積極的に行う必要がある。

また、食品に起因する健康被害を未然に防止するためには、消費者が食品にあるリスクを正しく理解し、適切に食品を選択し取扱うことができることが重要であり、そのためには、行政による食品衛生の知識の普及啓発が必要である。